

松江市告示第426号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月13日

松江市長 上 定 昭 仁

| 路線<br>番号 | 路線名             | 供用開始の<br>起終<br>区<br>間<br>点<br>点     | 供用開始日     | 図面<br>番号 | 備考 |
|----------|-----------------|-------------------------------------|-----------|----------|----|
| 11566    | 城 山 線           | 松江市殿町440番地先<br>" " 475番地先           | 令和4年7月13日 | 1        |    |
| 12888    | 乃 木 新 町 10 号 線  | 松江市浜乃木五丁目1096番3地先<br>" " " 1132番5地先 | 令和4年7月13日 | 2        |    |
| 60285    | 湯 町 蓮 池 2 号 線   | 松江市玉湯町湯町248番4地先<br>" " " 239番11地先   | 令和4年7月13日 | 3        |    |
| 60286    | 湯 町 松 才 東 7 号 線 | 松江市玉湯町湯町133番2地先<br>" " " 133番8地先    | 令和4年7月13日 | 4        |    |